

平成29年8月26日 理事会決定

## 日本教育情報学会 事務局規則

### (目的)

第1条 日本教育情報学会（以下、本会という）の定款第2条の規定に掲げる本会の事務局について必要な事項を定め、事務局の適切な運営を図ることを目的とする。

### (所在地)

第2条 本会の事務局を、芦屋大学技術研究棟 若杉研究室（芦屋市六麓荘町13-22）に置く。

### (職務)

第3条 事務局は、別表に掲げる事務のほか、本会の運営に必要な事務を行う。

### (体制)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に若干名の事務局員を置くことができる。

### (事務局長)

第5条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

3 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その間、運営委員会が代理の事務局長を指名する。

### (事務局員)

第6条 事務局員の任免は、運営委員会の承認を得て事務局長が行う。

2 事務局員は、事務局長の指示した職務にあたる。

### (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

### 附則

この規則は、平成26年8月9日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関連） 事務局の所掌事務

### 1) 総務関係

1. 学会の運営に関する事
2. 評議員会、理事会その他の会議に関する事
3. 定款の改正、その他諸規則の制定及び改廃に関する事
4. 会員に関する事
5. 報酬、賃金及び旅費に関する事
6. 印章に関する事
7. 文書に関する事
8. 事務局の組織に関する事
9. 情報公開に関する事
10. その他総務に関する事

### 2) 経理関係

1. 事業計画・収支予算及び決算に関する事
2. 収入及び支出に関する事
3. 資金計画の策定及び資金の調達に関する事
4. 契約に関する事
5. 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事
6. 財産の管理に関する事
7. 資金の運用に関する事
8. その他経理に関連する事

### 3) 事業関係

1. 学会の事業の推進に関する事
2. 国又は地方公共団体等からの補助・受託事業に関する事
3. 学会の広報に関する事
4. その他事業に関連する事